

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年8月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第163号	クシマ設備工業株式会社 野見山 員仁	堺市北区北花田町三丁33番21号	令和4年8月1日	令和9年9月29日
大阪狭山 第176号	株式会社オクムラ設備工業 奥邨 大介	大阪市鶴見区今津北二丁目8番33号	令和4年8月1日	令和9年9月29日